

## 総合特区法附則（抄）

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 総合特区基本方針（抄）

第六 その他総合特区における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し必要な事項

### 3 施行状況の検討等

平成32年度までに、総合特区制度の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

また、総合特区の指定については、総合特区の指定状況及び取組の終了状況等を踏まえ、「選択と集中」の観点から必要に応じて検討を行い、措置を講ずるものとする。

# 総合特別区域制度の施行状況等に関する調査業務

## 目的

内閣府では、総合特別区域基本方針に基づき、総合特区の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずることとしている。

本調査業務では、①総合特区の施行状況に係る整理・分析、②総合特区制度に対するニーズ調査、③特区制度を取り巻く社会情勢の変化についての分析を行うことにより、総合特区制度の施行状況等について調査を行う。

## 調査内容

### 総合特区評価書の分析

- 各総合特区（全35特区×9年分）の評価書を分析し、特区の事業進捗・成果について整理を行う。
- 先進的な取組を行っている特区については、補完的にヒアリングを実施（3～4特区程度）

### 自治体等向けアンケートの実施・分析

- 総合特区制度に対するニーズ把握を目的として、総合特区指定自治体等に対しアンケートを実施し、その結果について分析する。

### 社会情勢の変化に係る整理・分析

- 総合特区法施行以来の特区制度及び各特区の事業を取り巻く社会情勢の変化について、分析を行う。



上記の各種分析作業を総括した総合特区の施行状況等の分析

## 契約期間

契約締結日（令和元年12月）から令和2年3月20日（金）まで